

令和7年度

政策重点事項

令和6年8月



倉敷市

はじめに

倉敷市政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市においては、5月26日開催の全国植樹祭にあわせて、天皇皇后両陛下が平成30年7月豪雨災害からの復興状況御視察のため、真備地区を訪問されました。まびふれあい公園では、当時の被災状況や復興状況、小田川合流点付替え事業について説明を受けられた後に、被災者や支援者の代表の方々と御懇談され、お見舞いやねぎらいのお言葉をかけられました。両陛下が、地域の方々に寄り添ってくださるお言葉やお姿から、私たちは前に向かって進んでいく大きなお力をいただきました。

真備地区の復興状況につきましては、昨年度末をもって国の小田川合流点付替え事業をはじめとする真備緊急治水対策プロジェクトが完成し、さらに復興のシンボルとして整備した「まびふれあい公園」も7月3日に開園するなど、令和元年度から令和5年度までの真備地区復興計画に掲げた治水対策や防災減災対策、生活や企業の再建などをはじめとした様々な取組については、被災されました皆様のたゆまぬ努力と、多くの皆様からの御支援によって、概ね計画どおりに進めることができました。

国におかれましても、真備緊急治水対策プロジェクトの推進をはじめとして、復興に御尽力を頂きましたことに改めて厚く御礼申し上げます。

令和6年度からは、復興の次の段階である創造期として、地域の新たな魅力や活力の創出など、真備地区の更なる発展に向けて地域の皆様とともに取り組むとともに、真備の教訓を生かして、引き続き災害に備えるまちづくりを進めてまいります。

加えて、少子高齢化の進展や人口減少社会への対応などの地方創生の取組をはじめ、住民の利便性向上や業務効率化を目的とした行政のデジタル化、カーボンニュートラルへの取組など、直面する様々な課題に対して、取組を進めてまいります。また、高梁川流域の市町とも連携し、圏域の持続的発展のため、引き続き取り組んでまいります。

こうした施策の推進にあたりましては、国の御理解と御支援が必要不可欠であり、令和7年度に実施を予定している重要事業のうち、特に重要と考えるものについて、政策重点事項として取りまとめましたので、今後の制度改正や国の予算編成に当たり、格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年8月

倉敷市長 伊 東 香 織

目 次

重点要望事項（18項目）

No.	区分	政 策 事 項	要 望 先		提出部局	頁
			国	県		
1	継続	防災・減災、国土強靱化の強化・継続について	内閣官房 国土交通省		建設局	1
2	継続	一級河川高梁川の治水安全度の向上について	国土交通省		建設局	3
3	新規	防災・減災対策にかかる地方債の適用期間延長について	総務省		企画財政局	5
4	継続	原油価格・物価高騰対策について	内閣府		企画財政局	6
5	継続	国による子ども医療費助成制度の創設について	こども家庭庁		保健福祉局	7
6	新規	一般社団法人による医療機関の開設許可基準等の明確化について	厚生労働省		保健福祉局	8
7	継続	保育士の処遇改善について	文部科学省 こども家庭庁		保健福祉局	9
8	継続	受入れ児童数46人以上の放課後児童クラブにおける交付金基本額減額の見直しについて	こども家庭庁		保健福祉局	10
9	新規	地方公共団体情報システム標準化への国の支援強化について	デジタル庁 総務省	総務部	企画財政局	11
10	新規	公共施設整備にかかる地方財政措置の延長について	総務省		企画財政局	12
11	新規	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用期間の延長について	内閣官房 内閣府		企画財政局	13
12	継続	JR山陽本線等倉敷駅付近連続立体交差事業の促進について	国土交通省	土木部	建設局	15
13	継続	国による寿町踏切の踏切道改良促進法に基づく「改良すべき踏切道の指定」について	国土交通省	土木部	建設局	17
14	新規	地域公共交通ネットワークの確保・維持に向けた支援について	国土交通省	県民生活部	建設局	19
15	新規	交通DX（デジタル技術の活用）の推進について	国土交通省	県民生活部	建設局	20
16	継続	地方鉄道ネットワークの維持・存続に関する支援について	国土交通省	県民生活部	建設局	21
17	継続	水島港の整備促進について	国土交通省	土木部	建設局 文化産業局	23
18	新規	水島コンビナートのカーボンニュートラル実現に向けた支援について	経済産業省		文化産業局	25

その他要望事項（7項目）

No.	区分	政 策 事 項	要 望 先		提出部局	頁
			国	県		
19	継続	国と地方の税配分の是正について	総務省		企画財政局	26
20	継続	人権擁護の推進について	法務省		市民局	27
21	継続	インターネット上の人権侵害の防止と適正な情報流通について	総務省		市民局	28
22	継続	介護人材確保に向けた対策の着実な実施について	厚生労働省		保健福祉局	29
23	継続	国民健康保険制度の安定的な運営に向けた財政基盤の強化等について	厚生労働省		保健福祉局	30
24	継続	地方単独事業波及増医療費に係る国庫負担金等の減額調整制度の廃止について	厚生労働省		保健福祉局	31
25	継続	公立学校施設の国庫補助単価等の実情に合った適正な単価への引き上げについて	文部科学省 総務省	教育庁	教育委員会	32

1 防災・減災、国土強靱化の強化・継続について	
要望先	〔国等〕 内閣官房（国土強靱化推進室）、国土交通省（水管理・国土保全局）
要望	防災・減災に資する国土強靱化基本法の改正により法定化された「国土強靱化実施中期計画」を令和6年内に策定し、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策終了後も、国土強靱化に必要な予算財源を継続的かつ安定的に確保すること、併せて、安全・安心な社会の実現に必要な流域治水に、あらゆる関係者が自分事として取り組むことを、国や流域自治体を中心となり推進することを要望します。
説明	<p>〔現 状 〕</p> <p>本市にも甚大な被害を及ぼした平成30年7月豪雨を始めとして、令和2年7月豪雨や令和3年8月の前線による大雨、令和5年7月の梅雨前線による大雨など、近年の気候変動に伴う集中豪雨により、広域かつ大規模な自然災害が頻発している。国では「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等により、重点的集中的に治水対策を実施されていることから、自然災害における被害の防止・軽減の効果を発揮しており、今後もその効果が期待される。</p> <p>また、気候変動の影響により水害が頻発化・激甚化していることなどを踏まえて、国が主体となって令和6年3月に策定した高梁川水系流域治水プロジェクト2.0に基づき、流域内のあらゆる関係者が連携してハード・ソフト対策を一体的に推進している。</p> <p>〔課 題 〕</p> <p>気候変動による水災害の頻発化・激化や、切迫する南海トラフ巨大地震に適応していくため、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を計画的に実施するとともに、5か年加速化対策終了後も、防災・減災に資する国土強靱化基本法の改正により法定化された中期的な計画のもと、国土強靱化に必要な予算財源を継続的かつ安定的に確保することが必要である。</p> <p>また、今後、気候変動により水災害の更なるリスクの増大が予測されることから、ハード・ソフト一体の水災害対策である流域治水の実効性を一層高めていくため、高梁川水系流域治水プロジェクト2.0に基づき、国や流域自治体を中心となり、企業や沿川住民などあらゆる関係者が自分事として流域治水に取り組み、強靱な地域づくりを推進することが必要である。</p>

担当：建設局
(事業推進課)

【 調整ページ 】

2 一級河川高梁川の治水安全度の向上について	
要望先	〔国等〕 国土交通省（水管理・国土保全局）
要 望	高梁川沿川地域の治水安全度向上を早期に図る必要があるため、「 <u>防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策</u> 」に必要な予算・財源を確保していただくとともに、「 <u>国土強靱化実施中期計画</u> 」を令和6年内に策定し、5か年加速化対策終了後も中長期に亘り、別枠で予算を確保していただき、高梁川の堤防強化や笠井堰左岸堰の改築（可動化）を含む高梁川水系河川整備計画に基づく河川整備の着実な実施と、高梁川水系における流域治水への取組の推進を要望します。
説 明	<p>〔現 状〕</p> <p>令和6年3月に小田川合流点付替え事業が竣工し、高梁川・小田川沿川の治水安全度が大きく向上した。小田川においては、令和4年3月に国と市が連携・協力して堤防強化が概成し、現在は樋門・樋管のある区間の整備を進めている。高梁川本川においては、国が堤防強化や河道掘削等を実施しており、笠井堰左岸堰の改築（可動化）については、酒津地区の堤防強化と併せて、令和6年度から事業化され、現在は、「酒津地区堤防強化・笠井堰改築事業検討会」を開催して、有識者等と必要な検討を進めている。</p> <p>また、気候変動の影響により水害が頻発化・激甚化していること等を踏まえて、国は令和4年3月に高梁川水系河川整備計画を変更し、令和6年3月には高梁川水系流域治水プロジェクト2.0を策定し、本市においても、農業用水路の事前排水や、防災活動における拠点施設の整備等に取り組んでいる。</p> <p>〔課 題〕</p> <p><u>国の治水事業が着実に推進されなかった場合、高梁川本川の堤防強化などに遅れが生じ、住民の生命・財産に危険が及ぶこととなる。特に酒津地区は、笠井堰による洪水時の水位上昇に加え、左岸堤防の安全性が不足しており、当箇所が決壊すれば、浸水区域は倉敷市中心部から岡山市にまで及ぶ壊滅的な被害となる。</u></p> <p><u>このことから、高梁川の治水安全度の向上を図るため、河川整備計画に基づき、災害を未然に防止・軽減するための事前防災対策を早期に推進する必要がある。</u></p>

担当：建設局
（事業推進課）

3 防災・減災対策にかかる地方債の適用期間延長について																										
要望先	〔国等〕 総務省（自治財政局地方債課）																									
要望	適用期間が終了する地方債について、 <u>適用期間の延長を含めた国における長期的な支援を要望します。</u>																									
説明	<p>〔現 状〕</p> <p>国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく事業を対象とした「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」、地方公共団体が防災上重要なインフラ等の整備を対象とした「緊急防災・減災事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急浚渫推進事業債」は手厚い地方財政措置が講じられているが、適用期間は令和7年度まで（緊急浚渫推進事業債は令和6年度まで）とされている。</p> <p>【本市における活用状況】 （単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 （～R7年度）</th> <th>緊急防災・減災事業債 （～R7年度）</th> <th>緊急自然災害防止対策事業債 （～R7年度）</th> <th>緊急浚渫推進事業債 （～R6年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>891.9</td> <td>548.2</td> <td>1,554.4</td> <td>46.4</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>995.7</td> <td>253.2</td> <td>1,362.0</td> <td>120.7</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>8,133.6</td> <td>2,434.6</td> <td>2,960.5</td> <td>187.6</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>1,217.5</td> <td>234.3</td> <td>3,928.2</td> <td>445.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) R3～R5年度：実績 R6年度：見込み（繰越分を含む）</p> <p>〔課 題〕</p> <p>近年、風水害や地震等の自然災害が激甚化・頻発化しており、幅広く、かつ継続的に防災・減災対策を行う重要性が一層高まっている。</p> <p>本市としては、平成30年7月豪雨災害以降、災害時に避難所となる学校の長寿命化、防災備蓄倉庫の整備、避難路・緊急輸送路となる道路の整備、河川の護岸整備や排水機場の改良、河川やため池の緊急浚渫等、緊急性の高い防災対策を順次実施している。しかし、<u>予算や実施時期の制約があり、適用期間終了までに、対策すべきもの全てを実施することは難しい状況である。</u></p> <p><u>こうした状況は、本市だけでなく全国の自治体においても同様であると考えられるため、国土強靱化に資する防災・減災対策の推進に必要な地方債の適用期間延長を含め、国における長期的な支援及び地方債資金の確保が必要である。</u></p>	年度	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 （～R7年度）	緊急防災・減災事業債 （～R7年度）	緊急自然災害防止対策事業債 （～R7年度）	緊急浚渫推進事業債 （～R6年度）	R3	891.9	548.2	1,554.4	46.4	R4	995.7	253.2	1,362.0	120.7	R5	8,133.6	2,434.6	2,960.5	187.6	R6	1,217.5	234.3	3,928.2	445.3
年度	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 （～R7年度）	緊急防災・減災事業債 （～R7年度）	緊急自然災害防止対策事業債 （～R7年度）	緊急浚渫推進事業債 （～R6年度）																						
R3	891.9	548.2	1,554.4	46.4																						
R4	995.7	253.2	1,362.0	120.7																						
R5	8,133.6	2,434.6	2,960.5	187.6																						
R6	1,217.5	234.3	3,928.2	445.3																						

担当：企画財政局
(財政課)

4 原油価格・物価高騰対策について	
要望先	〔国等〕 内閣府
要 望	国民の安定した生活環境と経済を維持するため、 <u>国による原油価格・物価高騰対策を引き続き強力に推進することを要望します。</u>
説 明	<p>〔現 状〕</p> <p>世界的に原油や穀物等の国際価格が高値で推移しており、電気・ガス料金をはじめとする物価高騰が、今なお国民生活・経済活動に深刻な影響を及ぼしている。</p> <p>国においては、原油価格・物価高騰に対して、各自治体へ新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等により支援をいただいているところであり、本市においても、国の交付金を活用して、学校給食費や水道・LPガスの個人利用者の負担軽減や福祉サービス事業所への支援金の支給、飼料価格高騰の影響を大きく受けている市内畜産農家への助成、省エネ家電への買い替えを促進するための費用を助成する等、独自の対策を実施してきた。</p> <p>また、燃料油価格の高騰対策としては、国が燃料油価格激変緩和補助金として石油元売り等への補助を実施しており、令和6年4月末までとっていた措置を一定期間延長すると発表されたが、その延長は年内に限り継続とされている。</p> <p>さらに、電気・ガス価格激変緩和対策事業についても、令和6年5月末で終了していたが、国は8月から3か月間再開するとしている。</p> <p>〔課 題〕</p> <p>安定した国民生活と経済活動を維持するためには、実質賃金の上昇が物価上昇を上回る必要があり、それまでの間、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の代替制度を創設するなど、地方自治体が地域の実情に応じて柔軟な物価高騰対策が行えるよう支援が必要である。</p> <p>また、燃料油価格は未だに高値で推移しており、国の補助金が廃止された場合、国民生活・経済活動に大きな影響を及ぼすこととなるため、引き続き物価高騰に対する強力な支援が必要である。</p>

担当：企画財政局
(企画経営室)

5 国による子ども医療費助成制度の創設について	
要望先	〔国等〕 こども家庭庁
要望	どこに住んでいても、安心して子どもを産み育てることのできる環境を保障することは、子育ての不安を軽減するとともに、少子化対策にもつながることから、ナショナルミニマムとして、 <u>国において子ども医療費助成制度を創設し、十分な財政措置をされるよう要望します。</u>
説明	<p>〔現状〕</p> <p>子どもの健全な成長を確保するため、子育て家庭の経済的負担を軽減する子どもの医療費助成制度は、全国の自治体で実施されている。都道府県ごとに認定基準や助成範囲が設定されており、市町村は都道府県の制度を活用し、医療費の自己負担に対して助成を行っている。</p> <p>本市においては、これまで、小学校6年生までの入通院分と中学校3年生までの入院分を全額公費負担としていたが、昨年7月からはこれを拡大し、中学校3年生までの通院分を市が全額負担している。</p> <p>国においては、令和4年6月に成立し昨年4月に施行された「こども基本法」を受け、昨年12月に「こども未来戦略」及び「こども大綱」を閣議決定しており、こどもまんなか社会の実現に向けた取組を進めている。</p> <p>〔課題〕</p> <p>どこに住んでも、等しく安心して子どもを生み育てることのできる環境を保障するのは、国の責務である。</p> <p>国においては、令和8年度までの3年間で集中的に取り組む次元の異なる少子化対策の「加速化プラン」として、児童手当の大幅拡充の実施や出産費用の保険適用の検討等を表明されており、このようなスピード感のある取組は、子育て世帯にとって非常に心強いものである。</p> <p>しかしながら、<u>子どもの医療費助成については、安心して子育てをするための根本的な要素であるにもかかわらず、国による助成制度がない。現在、それぞれの市町村においては、都道府県の制度に加え、独自に対象者の拡大や負担軽減を図っている場合が多く、市町村間で認定基準や助成範囲（助成対象年齢、所得制限、一部自己負担額等）において制度の格差が大きいなど、住む地域によってサービスに格差が生じている。</u></p>

担当：保健福祉局
(医療給付課)

6 一般社団法人による医療機関の開設許可基準等の明確化について	
要望先	〔国等〕 厚生労働省(医政局総務課)
要望	国は、診療所を開設する場合、「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について（平成5年2月3日付）」で、医療機関の開設者が営利を目的とするものでないことの確認を行うよう通知している。しかしながら、本通知で示された営利性についての基準は抽象的なものにとどまっている。このため、 <u>開設許可を行うにあたっての非営利性の解釈についてより詳細な基準をお示しいただくとともに、一般社団法人に特化した審査基準及び指導基準を別途通知としてお示しいただきたい。</u>
説明	<p>〔現 状 〕</p> <p>医師・歯科医師個人による診療所の開設の場合は保健所への届出のみでよいが、医師・歯科医師以外の者による診療所の開設の場合は保健所への許可申請が必要となる。医師・歯科医師以外の者による開設は医療法人によるものを想定していたと思われるが、近年全国的に設立の容易な一般社団法人による医療機関の開設事例が増加している状況にある。</p> <p>医療法人による開設の場合は、法人設立認可の段階で県において非営利性の審査が行われ、保健所は主として診療所の構造設備面を審査することとなる。しかしながら、一般社団法人による開設許可申請では、上記の通知にもとづいて非営利性についても審査することとなる。このため非営利性の判断や申請の際に求める添付書類の扱いに苦慮している。</p> <p>また、当該一般社団法人が定款を変更した場合には保健所への届出義務はあるが、医療法人に課せられている毎決算期後の事業報告や決算報告の義務はなく、事業の継続性を審査する手段がない。</p> <p>〔課 題 〕</p> <p>認可手続きに一定の期間を要する医療法人による開設許可を避け、認可手続きが簡便な一般社団法人による医療機関の開設手法が今後増加することが予想される。</p> <p><u>開設後、医療の質を継続的に担保するためには、開設申請時において申請者の非営利性の確認を徹底するとともに、開設後においても適正な運営がなされているかについて確認・指導していく手段が必要である。</u></p>

担当：保健福祉局
(保健所保健課)

7 保育士の処遇改善について	
要望先	〔国等〕 文部科学省（初等中等教育局幼児教育課） こども家庭庁（成育局保育政策課）
要望	<u>国の定める公定価格等において、保育士の確実な給与改善が可能となる単価改正及び給付方法となるよう要望します。</u>
説明	<p>〔現 状〕</p> <p>保育所等に給付される費用の額は公定価格等で定められており、現在の公定価格等は、年齢配置基準等による所定の人員配置数で積算されている。</p> <p>しかし、<u>11時間開所に伴う人員配置、保育時間の長時間化や特別な支援を必要とする児童の増加により、ほとんどの保育所等において、配置基準以上に人員を雇用している現状がある。</u></p> <p>そのため、保育士の確保は各園とも重要な課題となっているが、社会全体の人手不足のなか、保育士確保も非常に困難な状況が続いている。</p> <p>本市では、<u>保育士確保の対策として、令和元年度から令和7年度まで、市独自で常勤保育士に対して月5千円の処遇改善を行い、保育士確保を行っている。</u></p> <p>また、公定価格等の処遇改善等加算については、保育所等に勤務する職員の平均経験年数で基礎分の加算率が設定されているが、<u>加算率の上限が平均経験年数10年となっており、長期にわたって保育士の就労継続を促す仕組みとなっていない。</u></p> <p>〔課 題〕</p> <p>令和8年4月からの「こども誰でも通園制度」の実施により、ますます保育士不足が深刻になっていく状況において、処遇改善等加算Ⅲの追加支給等により徐々に改善されているものの、依然として他業種と比較して賃金が低く、労働負荷の大きいことが、保育士の新規採用や離職防止への取組を進めていく上での課題となっている。</p> <p>現在の公定価格等の水準では、保育士の処遇改善を行いつつ、実情に応じた保育士数を配置することは困難であり、保育需要が高まる中、<u>保育士確保を確実にを行うためには、国が定める公定価格等の更なる単価改正を行うとともに、公定価格等の人件費部分が確実に職員給与に反映されるような給付方法等の見直しや、保育士の長期にわたる就労継続を促すため、加算率の上限についての見直しが必要である。</u></p>

担当：保健福祉局
(保育・幼稚園課)

8 受け入れ児童数46人以上の放課後児童クラブにおける 交付金基本額減額の見直しについて	
要望先	〔国等〕 こども家庭庁（成育局成育環境課）
要 望	子ども・子育て支援交付金の <u>放課後児童健全育成事業における交付金基本額について、受け入れ児童数が46人以上となっても、基本額の減額を行わない制度とすることを要望します。</u>
説 明	<p>〔現 状〕 入所児童数により算定される国の交付金の基本額は、設備運営基準どおりの支援員等の配置で、1クラブ当たりの児童数が36人～45人の場合、年額4,868千円とされているが、<u>児童数が46人以上となった場合、1人増えるごとに年額75千円の減額となっている。</u></p> <p>〔課 題〕 受け入れ児童数が増加すれば、運営にかかる経費も増加するにも関わらず、児童数が46人以上となった場合は、基本額が減額されることから、<u>児童クラブの中には、減額による運営への不安から45人を超えた児童受け入れに躊躇することもあり、結果として待機児童発生の一因の一つとなっている。</u></p> <p>なお、入所を希望する児童数が増加し、1クラブ当たりの人数が45人を超える場合は、クラブの増設を検討することになるが、現状は支援員の確保が難しく、また、空き教室や近隣の賃貸物件の確保も難しい状況である。</p>

担当：保健福祉局
(子育て支援課)

9 地方公共団体情報システム標準化への国の支援強化について		
要望先	〔国等〕 デジタル庁、総務省	〔県〕 総務部
要望	<p>標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等について、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」で示されているとおり、移行完了後、平成30年度比で少なくとも3割削減されるよう、国が主体となって取り組むことを要望します。</p> <p>また、ガバメントクラウドの提供事業者について、国内事業者の参入を積極的に図ることを要望します。</p>	
説明	<p>〔現 状 〕</p> <p>国においては、令和5年12月に標準化・ガバメントクラウドへの移行に対する支援強化策として、デジタル基盤改革支援補助金を1,825億円から6,988億円に増額していただいたところであり、こうした国の迅速な対応に感謝いたします。一方で、この財政措置は令和7年度末までの移行経費のみを対象としており、令和8年度以降の運用保守経費は含まれていない。</p> <p>本市における移行後の運用経費及びガバメントクラウド利用料に関して事業者からの見積及び試算では、移行前と年額で比較して3倍以上と、極めて高額になる見込みである。</p> <p>【移行前運用等経費】年間約2.9億円</p> <p>また、ガバメントクラウドのクラウド提供事業者については、国により外国資本の4事業者及び国内の1事業者が採択されているが、令和5年11月末時点で、利用団体の9割が外国資本の1事業者に集中している状況となっている。</p> <p>〔課 題 〕</p> <p>国は、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、「標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、標準準拠システムへの移行完了後に、平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指す」としているが、現状では、この目標を達成するのは困難であり、利用団体の財政負担が増大するおそれがある。</p> <p>また、ガバメントクラウドのクラウド提供事業者に関しては、令和5年度、仕様が見直され、国内事業者1社が採択（条件付）されたが、国内産業の育成の観点から、また、自治体の情報システムは最も重要かつ国の基礎を支える住民情報を取り扱っていることから、国際情勢や為替の変動リスクの影響を受けるおそれが少ない国内事業者の参入を積極的に図るべきであると考えます。</p>	

担当：企画財政局
(デジタルガバメント推進室)

10 公共施設整備にかかる地方財政措置の延長について																
要望先	〔国等〕 総務省（自治財政局財務調査課、公営企業課）															
要望	公共施設等適正管理推進事業債の適用期間は令和8年度まで、脱炭素化推進事業債は令和7年度までとされているが、 <u>適用期間の延長を含めた国における長期的な支援を要望します。</u>															
説明	<p>〔現状〕</p> <p>公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策を進めるための地方財政措置制度、公共施設等適正管理推進事業債（以下「公適債」という。）については、適用期間が令和8年度までとされている。</p> <p>また、公共施設の脱炭素化を進めるための地方財政措置制度、脱炭素化推進事業債（以下「脱炭素化債」という。）については、適用期間が令和7年度までとされている。</p> <p>【本市における活用状況】（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>公共施設等適正管理推進事業債（～R8年度）</th> <th>脱炭素化推進事業債（～R7年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>627.1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>2,246.7</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>5,623.0</td> <td>394.0</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>4,400.9</td> <td>1,210.1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	公共施設等適正管理推進事業債（～R8年度）	脱炭素化推進事業債（～R7年度）	R3	627.1	-	R4	2,246.7	-	R5	5,623.0	394.0	R6	4,400.9	1,210.1
	年度	公共施設等適正管理推進事業債（～R8年度）	脱炭素化推進事業債（～R7年度）													
R3	627.1	-														
R4	2,246.7	-														
R5	5,623.0	394.0														
R6	4,400.9	1,210.1														
	<p>〔課題〕</p> <p>倉敷市公共施設個別計画に基づき、現在、庁舎等再編整備事業や、児島地区公共施設再編整備事業、水島地区公共施設再編整備事業など、数十年に一度の公共施設の再編に取り組むとともに、老朽化した庁舎等の建替えを計画している。</p> <p>また、気候変動問題に対応し、脱炭素社会を実現するために、老朽化した公共施設の脱炭素化への対応は重要な課題であり、特に庁舎等の公用施設の設備更新（空調設備の更新や照明のLED化など）については、該当する地方財政措置制度が、脱炭素化債のみである。</p> <p>さらに、資材価格の高騰が長期的に継続し、建設業界の働き方改革による人件費の高騰や業界の慢性的な人手不足により、工事期間がこれまでよりも長期間にわたることが見込まれ、事業費も高騰する見込みである。</p> <p>こうした中で、<u>公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策や脱炭素化への対応を着実に進めるためには、公適債、脱炭素化債の適用期間の延長などを含めた国における長期的な支援及び地方債資金の確保が必要である。</u></p>															

担当：企画財政局
(公共施設再編整備支援室)

11 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用期間の延長について																			
要望先	〔国等〕 内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部事務局） 内閣府（地方創生推進事務局）																		
要望	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の税額控除の特例措置は令和6年度までとされているが、地方創生事業を推進するに当たり、 <u>特例措置期間の更なる延長を要望します。</u>																		
説明	<p>〔現 状〕</p> <p>地方創生応援税制（以下、「企業版ふるさと納税」という。）は、平成28年度に創設され、令和2年度の税制改正において地方創生の更なる充実・強化に向け、税額控除割合の引き上げ等の制度拡充とともに、税額控除の特例措置期間について令和6年度までの延長が行われている。</p> <p>企業版ふるさと納税は、民間企業の活力を地方創生に活用する有効な手段として、全国的にも活用事例、寄附金額ともに増加傾向にあり、地方公共団体が行う地方創生の取組に大きく寄与している。</p> <p>【本市における企業版ふるさと納税の寄附実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>3件</td> <td>1,210万円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>6件</td> <td>535万円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>6件</td> <td>485万円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>12件</td> <td>1,585万円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>19件</td> <td>2,885万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>R6. 6. 30 現在</p> <p>〔課 題〕</p> <p>地方創生に向けた取組を推進するに当たり、地方公共団体単独では困難な事業でも、賛意の得られた民間企業の寄附金を活用することで実現の一助となっている。</p> <p>民間企業においても、寄附を通じて地方公共団体の取組を支援することで、SDGsの目標達成に寄与し、また、地域貢献を行う企業としてのPR効果にもつながるなど一定のメリットがあることから、地方公共団体と共に地方創生に取り組む機運が醸成されつつある。</p> <p>今後も更なる地方創生の推進を図るためには、引き続き企業版ふるさと納税の特例措置期間を延長し、一過性のものではなく継続的に民間企業と協働できる関係性を構築していく必要がある。</p>	年度	件数	金額	令和2年度	3件	1,210万円	令和3年度	6件	535万円	令和4年度	6件	485万円	令和5年度	12件	1,585万円	令和6年度	19件	2,885万円
年度	件数	金額																	
令和2年度	3件	1,210万円																	
令和3年度	6件	535万円																	
令和4年度	6件	485万円																	
令和5年度	12件	1,585万円																	
令和6年度	19件	2,885万円																	

担当：企画財政局
(財政課)

【 調整ページ 】

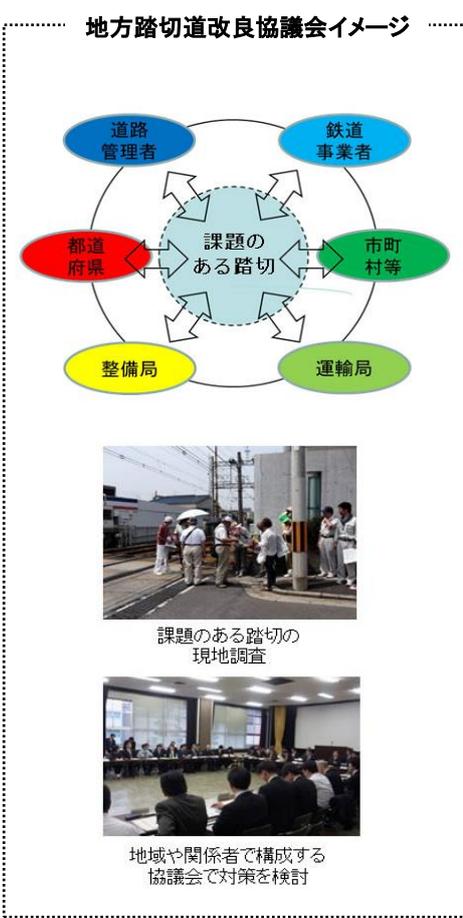
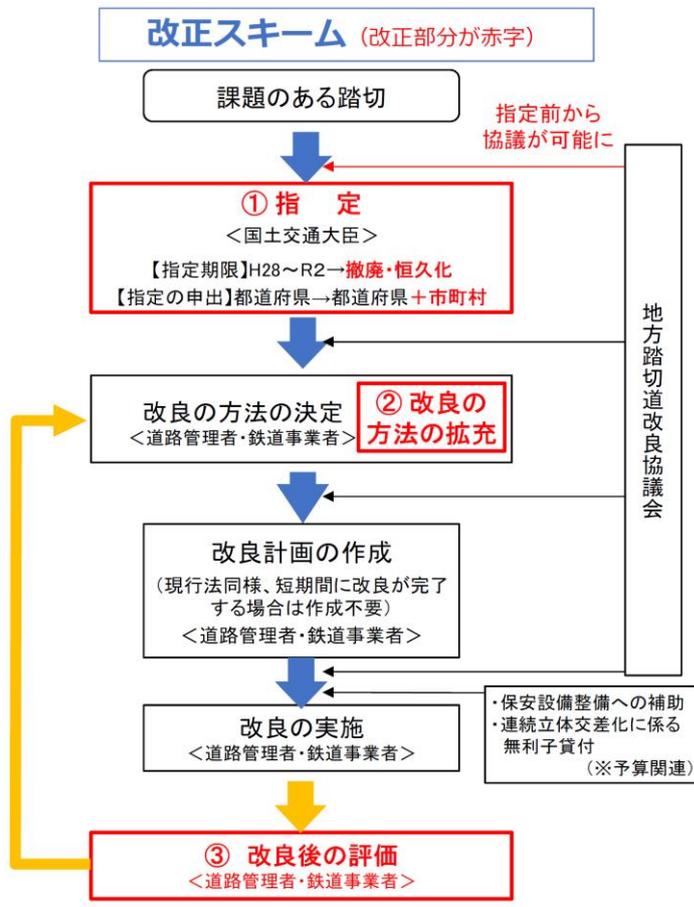
12 JR山陽本線等倉敷駅付近連続立体交差事業の促進について		
要望先	〔国等〕 国土交通省（都市局）	〔県〕 土木部（都市計画課）
要 望	<p>多数の踏切除却や道路との立体交差を一挙に行い、交通の円滑化と安全性や都市防災機能の向上を図るとともに、鉄道によって分断された南北市街地の一体化を推進するJR山陽本線等倉敷駅付近連続立体交差事業の整備促進を要望します。</p>	
説 明	<p>〔現 状〕</p> <p>JR山陽本線等倉敷駅付近連続立体交差事業は、平成10年度に着工準備箇所に採択されたが、未だに事業着手できておらず、倉敷駅周辺では、鉄道により市街地が分断され、慢性的な交通渋滞や踏切事故が発生し、駅南北の回遊も阻害された状況が続いている。</p> <p>さらに、倉敷駅北側には災害時に指定緊急避難場所となる倉敷みらい公園が立地し、倉敷駅南側には、救命救急センターをはじめ、救急告示病院や看護の充実した医療施設が集積しており、踏切道の遮断により、災害時の避難行動や救命救急活動等の大きな支障となっている。</p> <p>本市から事業主体である岡山県に対し、早期の事業化を要望しているが、県は事業再評価に向けた検討を継続しており、平成30年2月に、コスト縮減3案の費用対効果の試算結果は1を超えると公表して以降、次のステップである費用対効果を確定する案の決定時期を含め、現時点においても具体的なスケジュールが示されていない。</p> <p>本市は、倉敷駅周辺において岡山県に認可された複数の市街地開発事業を進めており、倉敷駅前東土地区画整理事業は平成29年3月に完了し、倉敷駅周辺第二土地区画整理事業は、令和5年度末での進捗率が事業費ベースで約69%に達した。さらに、阿知3丁目東地区市街地再開発事業が令和3年10月に完成するなど、本市が進めるまちづくりは着実に進展しており、連続立体交差事業の必要性はますます高まってきているところである。</p> <p>また、令和5年8月に、「鉄道高架事業整備促進倉敷市議会議員連盟」より、岡山県知事及び岡山県議会議長に対して、連続立体交差事業の整備促進を求める要望書が提出されるなど、事業推進に向けて後押しをする動きがより一層強まっている。</p> <p>〔課 題〕</p> <p>倉敷市のみならず高梁川流域圏の広域拠点である倉敷駅周辺においては、駅北側に県内外から多数の集客がある複合型商業施設、駅南側に県下随一の観光地である倉敷美観地区、国内有数の医療施設が立地している。今後、市街地開発事業等により、都市機能の集積を一層進め、バリアフリーが確保された、災害にも強いまちづくりに取り組むためには、連続立体交差事業の促進が必要である。</p>	

担当：建設局
(鉄道高架推進室)

13 国による寿町踏切の踏切道改良促進法に基づく「改良すべき踏切道の指定」について		
要望先	〔国等〕 国土交通省（道路局、都市局）	〔県〕 土木部（道路建設課、都市計画課）
要 望	踏切道改良促進法に基づき、緊急に対策の検討が必要な寿町踏切について、岡山県踏切道改良協議会合同会議（国が事務局）の対象とし、早期に国による「改良すべき踏切道の指定」を行い、踏切除却の検討の進捗が図られるよう要望します。	
説 明	<p>〔 現 状 〕</p> <p>国は、遮断時間の長い「開かずの踏切」や交通量が多く渋滞・滞留が多く発生する「ボトルネック踏切」等、緊急に対策の検討が必要な踏切を抽出して、踏切の現状を「見える化」する踏切安全通行カルテを公表している。<u>中国地方唯一の自動車ボトルネック踏切である寿町踏切は、この緊急に対策の検討が必要なカルテ踏切の対象となっており、法指定基準を大きく上回っているものの、現時点では法に基づく改良すべき踏切道の指定はされていない。</u></p> <p>令和3年4月に、踏切道改良促進法が改正され、従来の5年間の指定期限を撤廃・恒久化するとともに、改良計画の作成に長期間見込まれるもの（立体交差等）については、指定すること自体が困難なものも存在したことから、指定がなされた場合には、国土交通大臣が指定する期日までに、道路管理者及び鉄道事業者は改良計画を作成・提出するスキームに改められた。さらに、地域の関係者と連携し、地域の実情に応じた踏切道の対策を検討する場として、地方踏切道改良協議会による協議が、法指定前から可能となった。</p> <p>これを受けて、踏切道改良計画の作成等、踏切対策を円滑に進めることを目的とし、国が令和5年8月に岡山県踏切道改良協議会合同会議を設置したが、寿町踏切は対象となっていない。</p> <p>〔 課 題 〕</p> <p><u>踏切道改良促進法改正の趣旨を踏まえ、関係機関と法指定に向けた具体的な協議を進めるためには、寿町踏切を岡山県踏切道改良協議会合同会議の協議対象とし、踏切道改良促進法に基づき、早期に国による「改良すべき踏切道の指定」を行い、改良が図られる必要がある。</u></p>	

担当：建設局
（鉄道高架推進室）

<踏切道改良促進法>



岡山県踏切道改良協議会合同会議 (R5.8.30設置)

目的 踏切道改良促進法の規定に基づき、岡山県内の踏切道を対象に合同で協議することにより、地方踏切道改良計画の作成及び実施、地方踏切道災害時管理方法その他岡山県内の踏切道における踏切対策を円滑に進めるために国が設置する。

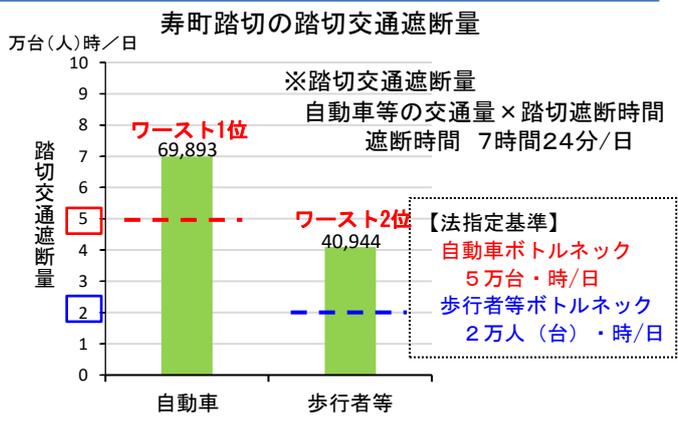
- 構成員**
- 中国地方整備局長
 - 中国運輸局長
 - 岡山県知事
 - 岡山市長
 - 笠岡市長
 - 岡山県警察本部長
 - 西日本旅客鉄道(株)

対象踏切 *寿町踏切道は対象踏切となっていない!*

協議会名 又は踏切道名	踏切道の 法指定年月日	道路管理者	鉄道事業者
北方第一踏切道	平成30年1月29日	岡山市長	西日本旅客鉄道(株) 中国総括本部長
今立川踏切道	令和元年12月25日	笠岡市長	西日本旅客鉄道(株) 中国総括本部長



寿町踏切の慢性的な渋滞



14 地域公共交通ネットワークの確保・維持に向けた支援について		
要望先	〔国等〕 国土交通省（運輸局）	〔県〕 県民生活部（県民生活交通課）
要 望	<p><u>地域公共交通計画に位置付けた市内で完結するバス路線の幹線系統について、現在は国の補助対象となっていないため、地域公共交通ネットワークの確保・維持に向けて、補助制度の対象とするよう制度拡充を要望します。</u></p>	
説 明	<p>〔 現 状 〕</p> <p>市内の路線バスは、平成13年度に乗合バス事業が規制緩和されて以降、令和5年度比で利用者数が約60%減少し、走行キロ数についても約67%減少している。</p> <p>本市では、倉敷市都市計画マスタープランに『まち全体としての総合力を発揮する「多極ネットワーク型」のコンパクトで持続可能な都市』をまちの将来像として掲げており、また、倉敷市立地適正化計画において、鉄道駅周辺や運行回数の多いバス路線の幹線系統沿線など、公共交通の利便性が高い区域を基本として居住誘導区域に設定している。さらに、<u>倉敷市地域公共交通計画においては、市内交通の骨格として地域・地区間を結ぶ鉄道やバス路線を幹線として位置づけ、サービスレベルの維持・向上を図ることとしているが、利用者の減少等により路線バス事業者の経営状況が悪化し、自社の努力だけでは路線の確保・維持が困難な状況となっている。</u></p> <p>国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」のうち地域間幹線系統の補助金については、複数市町村にまたがる系統であることが補助要件の一つとなっているが、市内のバス路線の幹線系統は、<u>起点・終点が市内で完結している運行経路の長いものが多数存在しており、国の補助対象とならないため、平成22年度から市単独で財政支援を行っており、その支援額は年々増加している。</u></p> <p>〔 課 題 〕</p> <p>市内で完結するバス路線の幹線系統について、朝夕など利用の多い時間帯の運行や、1日当たりの運行回数確保などの<u>サービスレベルの維持・向上を図るため、本市において財政支援を行っているが、支援額が年々増加していることから、国による路線バス事業者への支援が必要である。</u></p>	

担当：建設局
(交通政策課)

15 交通DX（デジタル技術の活用）の推進について		
要望先	〔国等〕 国土交通省（運輸局）	〔県〕 県民生活部（県民生活交通課）
要望	A I オンデマンド交通を持続可能な地域公共交通として推進していくため、 <u>導入時の初期経費だけでなく、機器更新を含む維持管理経費についても補助対象となるよう、制度拡充を要望します。</u>	
説明	<p>〔現 状 〕</p> <p>地域公共交通は、市民生活や社会経済活動を支える社会基盤であるが、一方で、人口減少や少子化、マイカー利用の普及やライフスタイルの変化等による長期的な需要減に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの交通事業者が深刻な経営状況にある。</p> <p>こうした需要の減少は、交通事業者の経営努力のみでは避けられないものであることから、令和5年6月に国により、A I オンデマンド交通などの「交通DX」、車両の電動化などの「交通GX」、官と民の共創・交通事業者間の共創・他分野を含めた共創の「3つの共創（連携・協働）」により地域公共交通を再構築（リ・デザイン）する必要性が示された。</p> <p>本市では、バス路線が廃止された地域や公共交通不便地域など、市内10地区で乗合タクシーが運行されており、運行経費の赤字の一部について、運営主体である地域等に対し財政支援等を行っているが、<u>今後、より効率的な運行を行いながら路線を維持するため、乗合タクシーの代替手段として、A I オンデマンド交通の研究を進めている。</u></p> <p><u>国の「共創モデル実証運行事業」において、実施に当たり必要となるシステム構築、車両購入・改造に要する経費などの初期経費については補助対象となっているが、実装後の機器更新を含む維持管理経費は補助対象となっていない。</u></p> <p>〔課 題 〕</p> <p>A I オンデマンド交通は、乗合タクシーに比べ運行経費が高額であるだけでなく、<u>機器更新を含む維持管理経費も必要となることから、持続的な運行のための財源確保が課題である。</u></p>	

担当：建設局
(交通政策課)

16 地方鉄道ネットワークの維持・存続に関する支援について		
要望先	〔国等〕 国土交通省（運輸局）	〔県〕 県民生活部（県民生活交通課）
要 望	<p>「地域公共交通活性化再生法」に基づき設置された「再構築協議会」において、国は関係団体の意見を十分踏まえるとともに、経済性に偏った議論がなされないように配慮を行い、地方鉄道に対して様々な役割を期待する地域の声が十分に反映されるよう、主体的に関与し調整を図っていただきたい。</p>	
説 明	<p>[現 状]</p> <p>令和5年4月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、令和5年10月から施行されている。この法律においては、自治体又は鉄道事業者からの要請に基づき、国が「再構築協議会」を設置することができ、地方鉄道の存廃なども含めた再構築方針を協議・作成する仕組みが設けられている。</p> <p>これを受けて、中国地方では令和5年10月3日にJR西日本が、芸備線の一部区間（備中神代から備後庄原間の68.5キロ）について、「再構築協議会」の設置を国に要請し、令和6年1月12日に全国初となる「芸備線再構築協議会」が設置された。その後、3月26日に中国運輸局、沿線自治体、JR西日本などで構成される「第1回芸備線再構築協議会」が開催され、「再構築協議会は、廃止ありき、存続ありきという前提を置かず、利便性と持続可能性の高い地域公共交通サービスの実現を図るための協議を行う場であること」などが確認され、5月16日には「第1回幹事会」が開催されたところである。今後、令和6年度中にあと2回の協議会、3回の幹事会を開催予定である。</p> <p>[課 題]</p> <p>地方鉄道ネットワークは、地域住民の日常生活に必要な移動手段、経済活動やまちづくりの基盤として、また、訪日外国人に向けた地方誘客を支える交通手段としても重要な役割を担うものであり、その維持・存続に向けて、国の主体的な関与が必要である。</p>	

担当：建設局
(交通政策課)

【 調整ページ 】

17 水島港の整備促進について		
要望先	〔国等〕 国土交通省（港湾局）	〔県〕 土木部（港湾課）
要 望	<p>水島コンビナートの国際競争力を支える重要な物流拠点である水島港の更なる機能強化に向けて、次のとおり要望します。</p> <p>(1) 国際バルク戦略港湾として、大型船による穀物等の一括大量輸送を可能とするため、<u>塩生埠頭の栈橋延伸・水島東航路の増深等の着実な整備を要望します。【位置図(1)の部分】</u></p> <p>(2) 国際コンテナターミナルとして、東南アジア向け国際コンテナ貨物の増大と貨物船の大型化に対応するため、<u>玉島東航路の増深整備を要望します。【位置図(2)の部分】</u></p>	
説 明	<p>〔 現 状 〕</p> <p>(1) 国際バルク戦略港湾として、令和2年6月に、玉島ハーバーアイランド（以下「玉島HI」という。）において大型船に対応した<u>水深12m岸壁の7号埠頭が供用開始</u>となり、令和3年12月には、<u>公共帰属により塩生埠頭が供用開始</u>となった。また、<u>水島玉島航路の水深12m化が令和5年度に工事完了</u>し、令和6年3月に供用開始となった。</p> <p>(2) 国際コンテナターミナルとして、平成25年に玉島HIに水深12mの耐震岸壁が整備され、玉島HI東側の沖合（玉島東航路と水島玉島航路が重なるエリア）については、令和2年度から水深12m化に向けた整備が進められ、令和4年度に工事が完了した。</p> <p>〔 課 題 〕</p> <p>(1) 平成29年に西日本の穀物取扱拠点となる食料コンビナートが玉島HIに稼働しているが、<u>水深不足により大型船は減載して入港していることから、水島港の競争力を高めるため、塩生埠頭の栈橋延伸・水島東航路の増深等の着実な港湾整備をお願いしたい。</u></p> <p>(2) 玉島HIに水深12mの耐震岸壁が整備されたものの、<u>コンテナ航路である玉島東航路は、(玉島HI東側沖合を除き)水深10mにとどまっていることから、引き続き、着実な増深整備をお願いしたい。</u></p>	

担当：建設局（事業推進課）
文化産業局（水島港振興室）

位置図



●・・・穀物企業

○水島港・水島コンビナートの現状

- ・水島港の令和4年取扱貨物量は全国第9位、コンテナ取扱貨物量が全国第16位、穀物（とうもろこし・豆類）輸入量が全国第2位となっており、水島港は、地域経済のみならず、わが国のGDPに大きく寄与している。
- ・水島港を海の玄関とする水島コンビナートの令和2年製造品出荷額等は約3.2兆円で、倉敷市の製造品出荷額等の約9.2%、岡山県の製造品出荷額等においても約4.6%を占めている。
- ・生産拠点である水島地区と、物流拠点である玉島地区を直結する臨港道路「倉敷みなと大橋」が平成29年3月に供用開始となり、輸送時間・距離が短縮するなど、安全性及び利便性が飛躍的に向上した。

18 水島コンビナートのカーボンニュートラル実現に向けた支援について	
要望先	〔国等〕 経済産業省（資源エネルギー庁）
要望	地域経済の中核を担う水島コンビナートが持続可能な社会の実現に貢献するカーボンニュートラルコンビナートとなるよう、 <u>企業間連携による水素等の脱炭素エネルギーのサプライチェーン構築や、CO₂を原料としたカーボンリサイクル技術確立等の研究開発・設備投資への更なる支援の充実</u> を要望します。
説明	<p>〔現 状 〕</p> <p>国においては、2030年頃までに水素等の大規模なサプライチェーンを構築する事業者を優先して支援し、<u>今後10年間程度で8か所程度の供給拠点を整備</u>することとしている。</p> <p>本市は、水島コンビナートのカーボンニュートラル実現に向け、令和3年度から、複数の立地企業と包括連携協定を締結するとともに、官民連携組織を設置し、先進地視察やセミナー等を実施してきた。</p> <p>さらに、県とともに令和4年11月に水島コンビナートのカーボンニュートラル実現に向けた官民連携組織「<u>カーボンニュートラルネットワーク会議</u>」を設置し、令和5年3月には取組方針を策定した。令和5年6月には専門部会を設置し、カーボンニュートラルコンビナート実現に向けた具体的な検討を行っている。</p> <p>すでに複数の立地企業は、<u>水島コンビナートでの水素サプライチェーン構築に向けた共同検討の開始</u>について公表している。</p> <p>【参考】国の動向について</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度予算において、水素等供給基盤整備に向けた事業性調査（FS）への補助事業費が計上された。（予算額：15億円、補助率：1/3、上限：2億円） 今夏頃の施行を目指すとしている水素社会推進法の施行後、価格差支援（LNG等既存燃料との価格差を支援）や拠点整備支援（詳細設計・インフラ整備への支援）を順次行うとされている。 <p>〔課 題 〕</p> <p>カーボンニュートラルコンビナート実現に向けては、水素等の大量かつ安定的な調達をはじめ、多様な業種が活用する貯蔵や配管等の供用設備の整備が必要となるほか、水素等をエネルギー源とした製造プロセスの転換やCO₂を原料として利用するカーボンリサイクル技術の確立・コスト低減など多くの課題がある。本市においても、カーボンニュートラルに資する設備投資に対して積極的に支援を行うこととしているが、国からの更なる支援が必要である。</p>

担当：文化産業局
(水島港振興室)

19 国と地方の税配分の是正について	
要望先	〔国等〕 総務省（自治税務局企画課）
要 望	<u>真の地方自治の実現に向け、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築し、地方が担う事務と責任に見合う税配分を要望します。</u>
説 明	<p>〔現 状 〕 現状における国と地方の税配分が「国6：地方4」であるのに対し、国からの地方交付税、国庫支出金等を含む国と地方の実質的な税配分は「国3：地方7」と大きくかい離している。</p> <p>【国と地方の税配分】 国税 69.6 兆円（62.0%）：地方税 42.7 兆円（38.0%）</p> <p>【国と地方の実質的な税配分】 国 31.3 兆円（27.9%）：地方 81.0 兆円（72.1%） ※地方交付税、地方譲与税 地方特例交付金、国庫支出金 等を含む</p> <p>※令和6年度地方財政対策等より</p> <p>〔課 題 〕 社会保障関係経費の自然増や公共施設の老朽化対策を含めた社会資本整備、教育、防災・減災等の諸課題への対応など財政需要が増加するなか、地方自治体が住民生活に直結した行政サービスを持続していくためには、安定的な税財源の確保が不可欠である。 このため、<u>税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築し、地方が担う事務と責任に見合うよう、地方の財政自主権を拡充することが重要である。</u> このため、<u>まずは、大きくかい離している国と地方間の税配分について、現状の「国6：地方4」から「国5：地方5」となるよう地方税の配分を高めることが必要である。</u></p>

担当：企画財政局
(財政課)

20 人権擁護の推進について	
要望先	〔国等〕 法務省（人権擁護局）
要 望	市民の基本的人権を守るため、人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待などの人権侵害から被害者を救済するため、 <u>実効性のある人権擁護・人権救済制度が早急に確立されるよう要望します。</u>
説 明	<p>〔 現 状 〕</p> <p>平成9年に施行された時限立法「人権擁護施策推進法」により発足した人権擁護推進審議会は、「人権教育・啓発施策の推進」及び「人権救済制度の在り方について」の2つの答申を出した。これにより、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されたが、人権救済制度の実現には至らず、課題として残された。</p> <p>また、平成10年には国連自由権規約委員会より、「国内機構の地位に関する原則（パリ原則）」に沿った人権救済制度の設置が締約国に対して勧告されている。</p> <p>こうした流れを受けて、平成14年「人権擁護法案」、平成24年「人権委員会設置法案」が国会に提出されるも成立に至っていない。</p> <p>その後も国連人権理事会から繰り返し勧告されているが、フォローアップの表明に留まり、国内的には個別の人権課題に対応する啓発を主眼とした立法はなされるものの、人権救済制度の実現に対しては消極的である。</p> <p>〔 課 題 〕</p> <p>市民の基本的人権を守るためには、人権侵害の発生を未然に防止する一般的な人権啓発と、人権が侵害された個々の事象において、被害者救済に関する具体的な施策の両方の充実が必要である。</p> <p>現行の裁判制度による司法的救済では、簡易・迅速な救済や事案に応じた柔軟な救済が困難な場合もあり、各種裁判外紛争処理制度は、総合的な人権救済の視点に立って設置されたものでなく、救済を必要とする全ての分野をカバーしている訳でもないため、<u>被害者の視点に立った、簡易・迅速で利用しやすい、新たな人権救済制度を早期に構築する必要がある。</u></p>

担当：市民局
(人権推進室)

21 インターネット上の人権侵害の防止と適正な情報流通について	
要望先	〔国等〕 総務省（総合通信基盤局電気通信事業部）
要望	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」の改正法が令和6年5月17日に公布されました。 法改正を実効性のあるものとするため、 <u>国においては、改正後の運用状況を把握し、大規模プラットフォーム事業者に対して適切な監督を行う等、必要な措置を講じられるよう要望します。</u>
説明	<p>〔現 状 〕</p> <p>現在もインターネット上では、匿名性を悪用した誹謗中傷や個人情報の公開などが行われており、違法・有害情報による人権侵害は後を絶たない状況にある。</p> <p>今回の改正では、法律名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」とし、同法により「大規模特定電気通信役務提供者（大規模プラットフォーム事業者）」として指定される事業者に対して、権利侵害情報の削除申出の窓口・手続きの整備・公表や必要な調査を行うこと、削除基準を策定・公表することなどを義務化することにより、被害者の負担軽減や事業者の対応の迅速化などが図られることとなっている。</p> <p>〔課 題 〕</p> <p>権利侵害情報の削除基準の作成、削除の判断などは大規模プラットフォーム事業者に委ねられており、事業者ごとに対応の差異が生じるおそれがあることや、中小事業者は義務化の対象となっていないことなどの課題がある。</p> <p>また、令和3年の改正により、発信者情報の開示については、簡易な裁判手続（非訟手続）により行えることとなり、開示範囲も拡大されたが、損害賠償請求等による被害者救済には、依然として訴訟の提起が必要である。</p> <p>今回の改正においても、特定の地域や特定の属性など、不特定多数の者を対象とする誹謗中傷などの差別助長行為等への対応は十分ではない。</p>

担当：市民局
(人権推進室)

22 介護人材確保に向けた対策の着実な実施について

要望先	〔国等〕 厚生労働省（老健局）
要 望	<u>介護職員の処遇改善における報酬改定率は、他業種の賃上げ状況と比較すると十分ではなく、また、居宅ケアマネジャーなど直接介護を行わない職員には、処遇改善が十分行き届く仕組みとなっていないことから、介護に携わる全ての人材のさらなる処遇改善を要望します。</u>
説 明	<p>〔現 状 〕</p> <p>地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、その担い手となる優れた人材を確保するため、本市では、介護保険事業者等連絡協議会と連携し、新人職員や管理者層等を対象に職員定着のための研修等を実施している。また、訪問看護師の養成や高齢者支援センターの人材確保も重要であることから、医療福祉系大学での現場職員による講義等でPRを行うなど、地域包括ケアに意欲ある人材の確保につながる取組も進めている。</p> <p>しかし、介護現場では慢性的に人手不足となっており、新規の職員を募集してもなかなか応募がない状況にある。</p> <p>〔 課 題 〕</p> <p>令和6年度の報酬改定（改定率1.59%）において、介護職員の処遇改善の改定率は0.98%であり、一定の手当てはなされたものの、依然として<u>基本的には直接介護を行う介護職員対象の加算取得が前提とされた仕組みであり、利用者の自立支援や重度化防止において重要な役割を持つ居宅ケアマネジャー、機能訓練指導員、生活相談員などに十分行き届くものとはなっていない。</u></p> <p><u>また、今春の各種企業の賃上げ状況においても、他業種に比べ見劣りするものとなっている。</u></p> <p><u>職種間の傾斜、事業所の裁量、従事者の立場などによらず、介護に携わる全ての人材の確実なベースアップとなる加算の拡大や報酬改定が引き続き求められる。</u></p> <p>【倉敷市の介護職員数の需要推計】 令和5年度7,745人 ⇒ 令和12年度9,044人 ※倉敷市第9期介護保険事業計画（計画期間R6～R8年度）より</p>

担当：保健福祉局
(介護保険課)

23 国民健康保険制度の安定的な運営に向けた財政基盤の強化等について

<p>要望先</p>	<p>〔国等〕 厚生労働省（保険局）</p>																				
<p>要 望</p>	<p>平成30年度の国民健康保険制度改革に伴い、持続的・安定的な運営を図るための財政基盤強化策として毎年実施されている公費約3,400億円の財政支援を継続するとともに、<u>今後の医療費の増加を考慮のうえ、国の責任において財源を確保し、更なる公費負担の拡充による財政基盤強化策を講じるよう要望します。</u></p>																				
<p>説 明</p>	<p>〔現 状 〕 国民健康保険は、他の医療保険と比べ高齢者や低所得者を多く抱えている一方で、医療技術の高度化等により医療費の増大が懸念され、その財政基盤は極めて脆弱な状態にある。 こうした状況の中、本市の令和5年度国民健康保険事業では、収支の均衡を図るために、国保財政調整基金約6.7億円を取り崩している。</p> <p>〔課 題 〕 国民健康保険の財政基盤強化のため、毎年実施されている公費約3,400億円の財政支援について、継続して実施するとともに、少子高齢化による国保加入者の減少が続いていく中、後期高齢者支援金・介護納付金の増加が見込まれるため、<u>更なる財政基盤の強化を図り、持続的・安定的な運営が行えるよう、定率国庫負担や調整交付金の公費負担率の引き上げなどが必要である。</u></p> <p>【参考 公費拡充による本市への財政効果額（単位：千円）】</p> <p>① 保険者支援制度分（低所得者向け保険料軽減措置拡充分）</p> <table border="1" data-bbox="416 1559 1305 1659"> <tr> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> <tr> <td>535,016</td> <td>534,063</td> <td>515,316</td> <td>502,510</td> <td>472,459</td> </tr> </table> <p>② 保険者努力支援制度交付金（取組評価分）</p> <table border="1" data-bbox="416 1704 1305 1805"> <tr> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> <tr> <td>192,033</td> <td>193,851</td> <td>190,551</td> <td>174,128</td> <td>199,500</td> </tr> </table>	R元	R2	R3	R4	R5	535,016	534,063	515,316	502,510	472,459	R元	R2	R3	R4	R5	192,033	193,851	190,551	174,128	199,500
R元	R2	R3	R4	R5																	
535,016	534,063	515,316	502,510	472,459																	
R元	R2	R3	R4	R5																	
192,033	193,851	190,551	174,128	199,500																	

担当：保健福祉局
(国民健康保険課)

24 地方単独事業波及増医療費に係る国庫負担金等の減額調整制度の廃止について	
要望先	〔国等〕 厚生労働省（保険局）
要 望	重度心身障がい者やひとり親家庭等の医療費について、一部負担金の割合を軽減する措置を実施している国民健康保険事業の保険者に対する <u>国庫負担金等（療養給付費負担金、調整交付金）の減額調整措置の廃止を要望します。</u>
説 明	<p>〔 現 状 〕</p> <p>重度心身障がい者やひとり親家庭などに対する公費負担医療を独自に行っている保険者（市町村等）について、国は、国庫負担金等（療養給付費負担金、調整交付金）を減額調整して交付することとしている。</p> <p>〔 課 題 〕</p> <p>令和6年度から、高校生までの子ども医療費助成について、国庫負担金等の減額調整措置は廃止されたが、有効な福祉施策として、本市が実施している心身障害者医療及びひとり親家庭医療給付事業に対する減額調整措置は、令和5年度で約8,500万円となっており、依然として、本市国保財政に多大な影響を与えている。</p> <p><u>このため、子ども医療にとどまらず、地方単独事業全てに係る国庫負担金等の減額調整措置の廃止が必要である。</u></p>

担当：保健福祉局
(国民健康保険課)

25 公立学校施設の国庫補助単価等の実情に合った適正な単価への引き上げについて

<p>要望先</p>	<p>〔国等〕 文部科学省（施設助成課） 総務省（交付税課）</p>	<p>〔県〕 教育庁（財務課） 市町村課</p>												
<p>要 望</p>	<p>学校施設の整備には多額の費用を要することから、<u>国庫補助単価及びプレハブ校舎の設置に対して措置される特別交付税の基準額について、学校施設に求められる仕様や、物価・人件費の上昇などを踏まえて、抜本的に見直すことにより、十分な財政措置を講じていただきますよう要望します。</u></p>													
<p>説 明</p>	<p>〔 現 状 〕 国庫補助単価は、学校施設整備に関する国庫補助金を算定するための基礎となるものであり、毎年度、物価の動向等に応じた見直しは行われているが、<u>平成6年度に補助単価の基礎となる標準仕様の設定が行われて以来、抜本的な見直しは、30年近く行われていなかったため、令和4年度に文部科学省において、有識者によるワーキンググループが設置され、補助単価の基礎となる標準仕様の見直しが行われ、この成果を踏まえた補助単価の引き上げを、数年かけて実施していくと伺っている。</u> <u>令和6年度においては、標準仕様を一部見直したことによる補助単価の増額があったが、物価・人件費の高騰により、実勢単価とは大幅に乖離している状態である。</u> また、本市では、小学校の35人学級実施等に伴い、教室不足が生じる学校が発生する際に、プレハブ校舎を設置して対応する必要があるが、プレハブ校舎の設置には特別交付税が措置されているものの、上記の国庫補助と同様に、<u>基準額の単価が実勢単価よりも大幅に低くなっている。</u></p> <p>【補助単価・基準額と実勢単価の比較（1㎡当り）】</p> <table border="1" data-bbox="368 1480 1378 1680"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>補助／基準単価</th> <th>実勢単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校舎（RC造）補助単価</td> <td>273,900円</td> <td>431,100円</td> </tr> <tr> <td>トイレ改修補助単価</td> <td>377,500円</td> <td>487,100円</td> </tr> <tr> <td>プレハブ基準額（リース）</td> <td>23,000円</td> <td>46,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔 課 題 〕 <u>文部科学省においては、標準仕様の見直しによる国庫補助単価の引き上げをできるだけ早期に実施していただくとともに、それに併せて総務省での、実勢に見合ったプレハブ校舎の交付税の基準額設定が必要となってくる。また、見直しの際には、直近の物価・人件費の高騰による建設費の著しい上昇についても考慮する必要がある。</u></p>		項目	補助／基準単価	実勢単価	校舎（RC造）補助単価	273,900円	431,100円	トイレ改修補助単価	377,500円	487,100円	プレハブ基準額（リース）	23,000円	46,000円
項目	補助／基準単価	実勢単価												
校舎（RC造）補助単価	273,900円	431,100円												
トイレ改修補助単価	377,500円	487,100円												
プレハブ基準額（リース）	23,000円	46,000円												

担当：教育委員会
(教育施設課)